

日仏共同声明

安全保障・成長・イノベーション・文化を振興するための 「特別なパートナーシップ(partenariat d'exception)」

フランソワ・オランド・フランス共和国大統領は、安倍晋三日本国内閣総理大臣の招きにより、2013年6月6日から8日まで、日本を国賓訪問した。この訪問は、共通の価値及び一致した利益に基づく、日本国及びフランス共和国間の信頼関係の特別な性格を示すものである。

両首脳は、二国間関係において達成された大きな進歩のみならず、両国が共に関係する国際的な枠組みが大きな変化を遂げていることを確認した。両首脳は、新たな機会ともなるグローバリゼーション及び新たな大国の台頭に伴って生じる新たな課題に対応するため、両国間の協力の柱を新たなものとすることを決定した。

1. 共通の価値を通じた連帯

両国は、国際場裡において自由、民主主義、人権及び法の支配の尊重という共通の価値を有する。両国は、共に国際連合憲章の原則、国際法の尊重及び紛争の平和的解決を重視している。両国は、互いが国際機関における特別なパートナーであり、それぞれの地域及び国際社会における決定的に重要なアクターであることを相互に認める。

両国は、開かれた、かつ、効率的な多国間主義が世界の主要な課題に対応するための唯一の方策であると確信し、特に国際連合、G8/G20、国際通貨基金(IMF)、経済協力開発機構(OECD)、世界貿易機関(WTO)等において、国際的なガバナンスの強化及び共通のルールへの尊重に向け、協調して取り組むことを決意する。国際連合の枠組みにおいて、両国は安全保障理事会で取り扱われる全てのテーマにつき、緊密に協議していく。フランス共和国は、国際連合安全保障理事会改革の一環として日本国の常任理事国入りに対する支持を再確認する。

両国は、国際の平和と安全の維持に対し共に寄与するとともに、この分野において更に協力する意思を有する。この観点から、フランス共和国は、平和維持活動に対する日本国の貢献を評価する。また、両国は、「テロとの闘い」に関して共同して取り組む。特に中東・アフリカにおいて、双方の自国民の安全に関す

る情報の交換を可能な範囲で強化するとともに、テロ行為又は自然災害に起因する緊急事態の際を含む国外における、両国民の相互保護に関し、連携を強化する。両国は、緊急事態の際に両国の外務省が連携を図れるよう、この情報交換を継続していく。深刻化するシリア情勢に関して共通の懸念を有する両国は、特に脆弱なシリア人民に対する支援を行い、シリア危機の政治的解決を推進するために、協力を強化する。両国は、アフリカにおける平和維持研修プログラムに対する支援を共に強化するとともに、ソマリア海賊対策に係る協力を進める。サイバー安全保障に関する問題についての意見交換を強化する。

両国は、核軍縮・不拡散に向けた両国の強い関心に鑑み、核兵器不拡散条約（NPT）の3本柱の均衡のとれた実施に貢献するために対話を継続し、広島及び長崎への原爆投下70周年に当たる2015年に開催されるNPT運用検討会議の準備に協力して取り組む。両国は、特にイランと北朝鮮に関し、核拡散の危機に係る脅威について、より緊密に協力する。また、両国は国際連合安全保障理事会決議及び国際原子力機関（IAEA）理事会決議に基づく長期的な外交的解決を追求するための真剣な交渉の席にイランを着かせるため、同国に対する国際的な圧力を強化し続けることを決意した。北朝鮮に関し、両国は、その核・弾道ミサイル計画の継続及び国際の平和と安全を脅かす攻撃的な言動を非難する。両国は、北朝鮮に対し、国際連合安全保障理事会決議、IAEAとの間の保障措置協定及び六者会合共同声明に基づく国際的な義務及び約束を遵守し、核・弾道ミサイル計画の完全、不可逆的かつ検証可能な放棄に向けた具体的行動をとることを求める。両国は、北朝鮮における人道状況及び人権の改善の重要性を強調するとともに、北朝鮮が拉致問題を含むこれらの問題の解決に取り組むこと及び北朝鮮の人権侵害に関する国際連合調査委員会に全面的に協力することを求める。

太平洋の国家として、両国は、地域の平和と安定のための取組を再確認する。両国は、海洋法の原則の尊重、航行の自由の維持、海洋環境・生物多様性の保全に対し、共通の利益を有する。両国は、特に太平洋の3つのフランス共和国地方自治体を通じ、政治・経済・貿易分野における協力を強化する。両国は、太平洋の地域機関における定期的な協力も念頭に地域に関する対話を強化する。日本国は、太平洋・島サミット（PALM）へのフランス共和国の関心を歓迎し、特に上記対話の機会を通じて意見交換を行う。

外務・防衛担当大臣は、日本国とフランス共和国の間の安全保障及び防衛の分野における協力の重要性を再確認するとともに、こうした協力に関する基本方針を示すために会合を行う。両国は、両大臣の会合を出来るだけ早期に開催す

るために必要な準備を加速することとし、そのために、両国は対話の枠組みを創設することに同意する。この対話の枠組は、防衛装備品の分野における協力、及び輸出管理措置を扱う。

2. 課題を機会に変える: 成長、イノベーション及び雇用のための両国経済の連携

両国は、成長、雇用創出、金融安定化及び国際金融ガバナンスの強化を重視する。両国は、G 2 0 及び関連する枠組みにおいて、強く、持続可能で、均衡のとれた成長の条件を回復するために、経済政策について緊密に協調することを主張する。両国は、持続可能な成長のために必要な構造改革と財政健全化を共に継続する。同時に、両国は、租税回避対策や法人課税ベースに関する底辺への税の競争の防止について、OECDの税源浸食と利益移転に係る取組並びに税に係る自動的な情報交換に関してG 8 / G 2 0 において行われる取組を支援する。また、法人、その他事業体、信託の不透明さがもたらすリスクに対処するため、法人、その他事業体、信託の真の受益者の特定に関してG 8 / G 2 0 において行われる取組を支援していく。両国はこれら分野における二国間協力を継続していく。両国は、そのパートナーに対し、余力のあるあらゆる国々は、世界の需要を支えるべきであると主張する。また、両国によるIMF等を通じた、より安定的な国際金融システムに向けた努力は、継続される。

世界における二つの主要な経済圏である日本国と欧州連合（EU）との間の経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）に関する交渉が2013年4月に開始されたことは、両国における成長及び雇用のための好機となる。この枠組みにおいて、両国は、双方の全ての共有された関心事項を取り扱う、深く、包括的で、バランスのとれた協定の早期締結を目指し、交渉を促進することで一致する。

両国は、国際社会における国際貿易での公正な競争の促進及び貿易・投資ルールの遵守の確保に向けて連携を更に深めることを通じ、貿易・投資の更なる拡大に貢献する。両国は、多角的貿易体制の重要性を強調し、WTOをその中心に位置付ける。さらに、両国は、特にG 8 / G 2 0 等の枠組みも活用して、あらゆる形態の保護主義の抑止に対するコミットメントを再確認する。フランス共和国はEUとも協力しつつ、日本国と共同で、国際標準化機関における共通の標準の採用と実施を推進する。

両国は、それぞれの国内市場及び第三国における新しいシナジー効果を奨励するために両国の企業間パートナーシップの発展を促進する。両首脳は、日仏産業協力委員会、航空機ワーキンググループを通じ、これまでのクラスター等の分野に加え、特にロボット分野、スマートグリッド分野、繊維分野及び航空機分野における産業協力のために払われる努力を支援する。三菱重工業とアリアンスペースとの間のロケット打上げサービスに関するMOUの締結を歓迎し、両国の宇宙協力を促進する。さらに、ジェトロとユビフランスとの間の協力の基本文書を通じ、中小企業及び中規模企業の輸出と国際化を促進し、両者の行動と会合に関する年次プログラムの策定へとつなげていく。

両国は、既に、互いに重要な投資及び雇用の源である。日本国とフランス共和国との間の双方向の投資の推進力は、真に促進される。ジェトロと対仏投資庁（A F I I）との間で作成される基本文書は、この動きを加速させていく。

両国は、先進国に共通な課題の解決に向け、連携を深化する。両国は、成長及びイノベーションを促進するため、特に厚生労働分野、情報通信分野、国土・防災・水管理・都市政策・建築住宅分野及び交通分野における両国間の協力を強化する。

両国は、知識及びイノベーションに基礎を置く先進経済国である。両国は、イノベーションを通じた経済成長を促進するため、双方の研究機関、高等教育機関及び企業並びにこれらの集積からなるクラスター間の協力が更に強化されることを期待する。また、両首脳は、今般の国賓訪問に併せ、第8回日仏科学技術協力合同委員会が開催され、今後数年間の協力の戦略的方向性を定めることを歓迎した。

両国は、競争力があり、革新的で、環境及び社会に対して責任を有する農業の促進に向けて協力することを希望する。食料安全保障及び一次産品の価格乱高下対策は、共通関心事項であり、将来有望な協力分野である。両国は、古くから伝わるノウハウ並びに農産品及び農産物加工品の品質に対する愛着を共有し、地理的表示分野における交流を継続する。両国は、農産品・食品貿易に関し、WTO・SPS協定に基づき権限ある国際基準設定機関によって定められた食品安全基準を尊重して取り組んでいく。

民生原子力エネルギーに関するパートナーシップを強化する。両国は、原子力発電が重要であること及び安全性の強化が優先課題であることを共有するとともに、その協力に係る両国の原子力規制当局間の協力を拡大した。両国は、

燃料サイクル（特に六ヶ所村の再処理施設の安全かつ安定的な操業の開始、使用済燃料の再利用、放射性廃棄物の減容化・有害度低減）及び高速炉を含む第四世代炉の準備におけるパートナーシップを引き続き深めていく。両国は、産業分野において、世界最高水準の安全性を有する共同開発原子炉アトメア1の国際展開の支援及び第三国の能力強化の支援を含め、第三国における協力を進めていく。さらに、フランス共和国は、東京電力福島第一原子力発電所の事故現場において日本国が行っている努力に敬意を表する。日本国は、それに貢献し得るフランス共和国の知見に対する関心を表明した。

エネルギー及び持続可能な開発は、二国間協力における2つの重要な分野である。両首脳は、エネルギー政策に関する深く掘り下げた対話の継続を奨励するとともに、エネルギー効率、再生可能エネルギーの開発及び環境保護に関して両国の関心が一致していることに留意する。両首脳は、特にスマートシティーの分野における両国の企業間パートナーシップを推進するため、産業協力に関する議論を拡大することを確認する。

両国は、より成熟した、かつ、より強固なグローバルゼーションを希望する。両国は、特にインドネシア及びベトナムにおける日仏協調融資による気候変動対策プログラムローン等を範として、気候変動対策に係る取組におけるフランス開発庁（AFD）と国際協力機構（JICA）とのパートナーシップを深化させる。

両国は、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の成功を歓迎するとともに、アフリカの将来にとって重要なその結果をG8ロック・アーン・サミットに届けることを確認する。両国は、アフリカ及び中東における開発援助に関する協力を継続する。AFD及びJICAは、アジアにおける協調の実績を基礎に、アフリカでの食料安全保障分野に関し、協力する。具体的には、セネガル川流域において連携して米作振興に関する共同事業を実施する。この共同事業は、地域の他の国に対する協力のための範として役立ち得る。

ポスト2015年開発目標の策定は、両国に共通の優先課題である。両国は、このアジェンダに係る国際的なプロセスに注力しており、より持続可能で共有される繁栄に向けた普遍的な目標及びより包括的でグローバルなパートナーシップの推進に取り組んでいく。また、人間の安全保障に直結する保健分野においては、両国は国際社会におけるその普及を図りつつ、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進する。

日本国は、フランス共和国が2015年の第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）の開催地に立候補したことを支持する。両国は、この会議において、野心的で、主要排出国を含む全ての国に適用できる国際的な合意が採択されるよう、積極的に協力していく。また、両国は、科学に沿った形で、産業化以前の水準と比べて世界全体の気温上昇を摂氏2度より下に効果的にとどめるための両国の役割を果たすとの視点に立って、気候変動に対処する取組を継続していくことで一致するとともに、2020年までの期間において世界全体の緩和に関する野心を引き上げることの必要性を認識する。

両国は、国際協力における防災の主流化の重要性を再確認する。フランスは、2015年3月に国際連合防災世界会議が仙台市で開催されることを歓迎する。両国は、「兵庫行動枠組2005－2015」の後継枠組み策定に向け協力する。

3. 未来を築く日仏社会の絆

文化は二国間関係の土台の一つである。2014年は、両国の文化交流の歴史において重要な契機となった日仏会館が設立されて90周年の節目の年であり、芸術家、クリエイター、知識人、関係機関の相互交流の特別な豊かさを証明する機会となる。文化交流に関する日仏共同宣言は、両国の文化の価値を高めるための密接な協力を継続するだけでなく、デジタル時代における文化政策やクリエイティブ産業に関する対話を強化するという日仏両国の意志を示すものである。特に食文化交流については、特別に豊かな食文化を誇る両国が食に関する人材交流を促進し、協力を深める。

両国は、自国における相手国の言語教育の発展のため、取りわけ日仏高等学校ネットワーク（コリブリ）及び二か国語セクションを通じ、両国間の教育に関する取組を含め、必要な手段を実施するよう努力する。

両国の若者は、両国の協力を進める上での重要なアクターである。両国は、学生や若い研究者の双方間交流の着実な増加に努めることとし、高等教育における日本の国際競争力強化を図る様々な取組において連携を図っていく。両国は、大学協力強化のための行動計画を作成することとし、この枠組みにおいて、双方の学位の相互認証を促進するため、両国の関連機関による協力と情報交換を推奨する。学生へのビザ発給の円滑化にも取り組む。

両国は、民間を含む両国の観光関係者による観光当局政策対話を定期的を開催

することとし、両国は、地方自治体及び両国の観光促進機関を通じ、特に相互の観光促進キャンペーン実施といった方法により、**両国間の観光交流強化に努める**。両国は国際スポーツの舞台における日本国とフランス共和国のイメージと地位を向上させる。フランス共和国は東京の2020年オリンピック・パラリンピック開催への立候補に関心をもって留意する。

両国における、相手国国民のコミュニティの持続的プレゼンス、及び両国民のカップルの増加は、**両国関係にとって好機である**。フランス共和国は、国境を越えた子の不法な連れ去り又は留置により生ずる子への有害な影響から子を守るため、元の居住国への子の迅速な返還を確保するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力を定める「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」の日本国による締結プロセスを歓迎する。両国は、この問題についての既存の対話・協議を継続する。

両国は、**両国の地方自治体間の関係、姉妹都市提携及び自治体協力の活力を歓迎する**。両国は、2014年に高松市で開催される第4回日仏自治体交流会議の枠組みにおいて行われる、特に経済・持続的開発の分野における象徴的協力の特定、プロジェクト支援を重視する。

上記の認識に基づいて、日本国とフランス共和国は、向こう5年程度を念頭に両国が協力していく具体的分野及び措置を特定したロードマップを策定した。このロードマップは、この共同声明の附属文書として添付されている。両国間の「特別なパートナーシップ」は長期的視野に基づくものである。この観点から、両首脳は、定期的な対話等を通じ、このロードマップの実施に必要な推進力を与えるとともに、両政府に対し、実施状況のフォローアップを行う役割を課す。